

第十六章 情報監視審査会

三五九 情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する

制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する

情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する。

(注) 第百八十五回国会で成立した特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)附則第十条において、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。同条の規定に基づく検討を踏まえ、第八十六回国会において国会法の一部改正（平成二十六年法律第八十六号）、参議院規則の一部改正（平成二十六年六月二十日議決）及び参議院情報監視審査会規程の制定が行われ、これらの施行日（第八十七回国会閉会後平成二十六年十二月十日）に情報監視審査会が設置された。また、第八十九回国会平成二十七年三月二十五日に委員が選任され、六月十七日の情報監視審査会において、特定秘密の提供を受けるための保護措置に関する内規等を制定した。

三六〇 情報監視審査会は、八人の委員で組織する

情報監視審査会は、八人の委員で組織する。

委員は、議院運営委員会理事会において、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の議決により選任する。

（注）第八十九回国会議院運営委員会理事会（平成二十七年三月二十三日）において、情報監視審査会委員について次のとおり決定があった。

(1) 情報監視審査会の設置目的に鑑み、情報監視審査会委員は、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣

補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官を兼ねない。

(2) 常任委員長、特別委員長及び調査会長は、審査を要請する側となるので、情報監視審査会委員を兼ねないものとする。また、憲法審査会会長も同様とする。

参照 六号、九号、一〇号、三三二号

三六一 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で

情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をする

委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない定めである。

宣誓は、議長及び副議長の面前で行うのを例とする。

参照 三七四号、三七八号

情規
第八 条

三六二 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する

会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

参照 一三号、三三三号

情規
第七 条
(規第八〇条)

三六三 会長は、情報監視審査会においてその委員が互選する

会長は、情報監視審査会においてその委員が互選する。

なお、会長の互選に当たっては、委員中の年長者が会長の職務を行う。

参照 一六号―一九号、二二号、三二号、三三三―三四号

三六四 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ

めその指名する委員が会長の職務を行う

会長がその職務を行うにつき事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

三六五 会長は、情報監視審査会の運営に関し協議するため運営協

議会を開く

会長は、必要に応じ、情報監視審査会の運営に関し委員と協議するため、運営協議会を開く。

参照 二四号

情報
監視
第九
条

三六六 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

情報
監視
第一
条

三六七 情報監視審査会は、情報監視審査室において開く。

情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

参照 四六号

三六八 情報監視審査会における調査の方法

情報監視審査会が調査を行うに当たっては、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について国務大臣等から、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府参考人（内閣府独立公文書管理監）から、特定秘密の指定の状況等について関係政府当局から、それぞれ説明を聴取し、必要に応じて参考人から意見を聴き、行政機関の長に対し特定秘密の提出又は提示を求め、質疑を行い、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求め、あるいは、委員を派遣する等の方法により調査するのを例とする。

（注）特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定により、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告することとされ、国会法第百二条の十四の規定により、情報監視審査会は、調査のため、同報告を受ける。

参照 一一七号、三二八号

三六九 議長及び副議長の情報監視審査会への出席発言に関する例

議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる定めである。その例を挙げれば次のとおりである。

第百八十九回国会平成二十七年三月三十日、議長山崎正昭君及び副議長興石東君は、会長互選を行う情報監視審査会に出席した。

以後同例がある。

第百九十回国会平成二十八年三月三十日、議長山崎正昭君及び副議長興石東君は、情報監視審査会に出席し、議長山崎正昭君は、年次報告書の提出を受け、発言した。以後同例がある。

参照 一二二号

三七〇 国務大臣等の出席要求は、会長から直接これを行うのを例

とする

内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席要求は、成規の手続を省略して、会長から直接これを行うのを例とする。

参照 二四七号―二四九号、一五一号、三三二号

三七一 政府参考人の出席要求は、情報監視審査会において議決し、

会長からこれを行う

情報監視審査会は、行政に関する細目的又は技術的事項について調査又は審査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

政府参考人の出席要求は、情報監視審査会において議決し、会長からこれを行う。

参照 一二五〇号、三三三二号

情規
第三三三條
(規第一八六條)

三七二 参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する

調査又は審査のため参考人の出席を求めるには、情報監視審査会において、参考人の氏名、意見を求める事項及び出席を求める日時を決定し、会長からこれらを記載した参考人出席要求書を議長に提出し、議長は文書をもって参考人に出席を求める。

参照 二七三号—二七六号、三三四号

情規
第一一九條
(規第一八〇條)
の二

三七三 委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する

情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる定めである。委員を派遣するには、派遣の目的、委員の氏名、派遣地、期間及び費用を記載した委員派遣承認要求書を議長に提出する。

参照 二七八号、二八一号、三三三三号

三七四 特定秘密の提出又は提示の要求は、情報監視審査会におい

て議決し、議長を経て行う

情報監視審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めるときは、情報監視審査会において議決し、議長を経て行う。

なお、委員を派遣し、現地において特定秘密の提示を受けた例がある。

三七五 情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結

果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出する

情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出し、議長はこれを公表する。

なお、報告書を提出するとともに、情報監視審査会の決定に基づき会長から議長に申し出て、議院運営委員会の決定により、議院の会議において口頭で報告を行った次のような例がある。

第百九十回国会情報監視審査会（平成二十八年三月三十日）において、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を提出するとともに、会長金子原二郎君は、四月六日の議院の会議において口頭報告を行った。以後同例がある。

参照 二八八号、二九一号、二九四号、三三九号、三四〇号

情報
第二六条

三七六 情報監視審査会は、傍聴を許さない

情報監視審査会は、傍聴を許さない。ただし、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

参照 一七五号

三三七 情報監視審査会の会議録

情報監視審査会の会議録は、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録を除き、各議員には提供しない。

また、会議録は、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録を除き、これを閲覧することができない。ただし、委員及び情報監視審査会事務局の職員は、正当な理由があると会長が認めたとときに限り、情報監視審査会の調査若しくは審査又はその事務の処理に必要な範囲で、会議録の閲覧をすることができる。

参照 三〇一号

三七八 情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要する部分は情報監視審査会において決議する

特定秘密に関する議事その他の情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要する部分があるときは、その旨を情報監視審査会において決議する。

その箇所の決定に当たっては、運営協議会で速記録を調査の上、会長において決定するのを例とし、決定までの間、会議の内容は全て他に漏らさないものとする。

参照 三六一号

国第一〇二条

情報の二〇

第三三条

三七九

情報監視審査会の運営は、法律及び規則の定めによるほか、委員会等の運営を参考とするとともに、特定秘密を適切に保護するために必要な事項等に関する内規等により定める

情報監視審査会の運営は、国会法、参議院規則、参議院情報監視審査会規程等の定めによるほか、委員会等の運営を参考とする。

また、特定秘密を適切に保護するために必要な事項等は、法律及び規則に定めるもののほか、情報監視審査会の議決又は会長決定による内規等によりこれを定める。